

つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表

◎基準指数

| 事由 | 備考 | 指数 |
|------------------|---|----|
| 父又は母がいない | 父又は母がいない | 22 |
| | 両親がいない | 22 |
| 災害復旧 | 災害の復旧(震災、風水害、火災等)にあっている | 20 |
| 入院・身障1・2級 | 入院、身障1・2級、精障1・2級、療育手帳A以上を保有する者 | 20 |
| 病臥・身障3級 | 身障3級、精障3級以上、療育手帳Bを保有する者 | 18 |
| 身障4級 | 身体障害者4級、療育手帳Cを保有する者 | 16 |
| 身障5級 | 身体障害者5級 | 12 |
| 通院月8日以上 | 通院月8日以上(診断書) | 17 |
| 看護等 | 看護 週5日以上、1日8時間以上 居宅内で全面的介護(食事・排泄・入浴等) | 19 |
| | 看護 週5日以上、1日5時間以上 居宅内で一部介助(要介護3以上、身障2級以上、精障2級以上、療育手帳B以上の者) | 16 |
| | 看護 週5日以上、1日5時間以上 病院・施設付き添い | 16 |
| | 上記以外の看護等を行っている | 13 |
| 外勤・自営業(事業主及び専従者) | 外勤・自営業 1日8時間以上 | 19 |
| | 外勤・自営業 1日7時間以上8時間未満 | 18 |
| | 外勤・自営業 1日6時間以上7時間未満 | 17 |
| | 外勤・自営業 1日5時間以上6時間未満 | 16 |
| | 外勤・自営業 1日4時間以上5時間未満 | 15 |
| 内職 | 内職 1日8時間以上 | 16 |
| | 内職 1日7時間以上8時間未満 | 15 |
| | 内職 1日6時間以上7時間未満 | 14 |
| | 内職 1日5時間以上6時間未満 | 13 |
| | 内職 1日4時間以上5時間未満 | 12 |
| 学生 | 学生 週40時間以上 | 17 |
| | 学生 週35時間以上、週40時間未満 | 16 |
| | 学生 週30時間以上、週35時間未満 | 15 |
| | 学生 週25時間以上、週30時間未満 | 14 |
| | 学生 週20時間以上、週25時間未満 | 13 |
| 出産 | 出産 | 16 |
| 求職活動 | 求職活動 | 3 |

- ・父母それぞれの基準指数を合算し、世帯の指数により選考する。
- ・複数の事由に該当する場合、最も指数の高い事由で選考する。
- ・勤務時間は休憩時間を含んだ時間となる。育児時短勤務の場合でも、正規の時間で選考する。
ただし、次の「調整指数」における帰宅時間は、申請書どおりの時間(勤務終了時刻に通勤時間を足した時間)で選考する。
- ・夜間(22時から翌5時まで)に就労等に当たっている場合、就労等が終了した時刻から12時間加えた時刻を、審査時における就労等の終了時刻とみなす。
- ・兼業や複数事業所で勤務に当たっている場合、勤務時間及び通勤時間は平均した時間で選考する。
- ・申請時点で就労している場合であっても、入会希望日が産前産後期間に当たる場合、「出産」での選考となる。
- ・「学生」とは、国公立又は学校法人の運営する学校、専門学校などの学生、職業訓練校等への通学者とし、自宅学習は認められない。

つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表

◎調整指数

| 調整区分 | 調整項目 | 指数 |
|--|-----------------------------------|-----|
| 減算※1 | 就労等 月17日以上20日未満 | -2 |
| | 就労等 月15日以上17日未満 | -3 |
| | 就労等 月12日以上15日未満 | -4 |
| | 勤務している | 0 |
| | 勤務予定 | -1 |
| | 保護者の帰宅時刻 14時30分よりも前の場合 | -12 |
| | 保護者の帰宅時刻 15時よりも前の場合 | -10 |
| | 保護者の帰宅時刻 15時30分よりも前の場合 | -8 |
| | 保護者の帰宅時刻 16時よりも前の場合 | -6 |
| | 保護者の帰宅時刻 16時30分よりも前の場合 | -4 |
| | 保護者の帰宅時刻 17時よりも前の場合 | -2 |
| | 減算なし | 0 |
| 加算1※2 (保育状況に関するもの) 入会できなかった場合の保育状況を参照する。 | 父又は母(祖父母含む)が保育する | 0 |
| | 父又は母が仕事をしながら保育する(内職以外) | 2 |
| | 父又は母が仕事をしながら保育する(内職) | 1 |
| | 他人に日々依頼 | 2 |
| | 別居の親族に日々依頼 | 1 |
| | 家庭で保育できるものがない | 4 |
| | 児童クラブ(児童館一般来館を含む)に入会している(入会予定である) | 4 |
| | 育休・産休明け後入会希望(休業中に限る) | 3 |
| 加算2※3 (優先利用に関するもの) | 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 | 30 |
| | 保護者の一方が県外に単身赴任 | 1 |
| | きょうだいが同一となる児童クラブ等の申込み | 1 |
| | 生活保護世帯 | 1 |
| | 小学校 1年生 | 18 |
| | 小学校 2年生 | 14 |
| | 小学校 3年生 | 10 |
| | 小学校 4年生 | 3 |
| | 小学校 5年生 | 1 |
| | 小学校 6年生 | 0 |
| | 児童に障害がある(1年生から3年生) | 7 |
| 児童に障害がある(4年生から6年生) | 10 | |

※1 勤務終了時刻に通勤時間を足した時間で選考する。

※2 加算1について、重複して該当する場合、加算が大きい項目を1つのみ採用する。

※3 加算2について、該当するものすべてを適用する。

○選考方法

- 1 基準指数に調整指数を加減算し、合計指数を算出する。
- 2 合計指数の高い児童から順に選考する。
- 3 合計指数が同一の場合、設定された優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考する。
- 4 優先順位表でも順位が同一であった場合、抽選により選考する。

つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表

○優先順位表

※合計指数が同一の場合、対象者の申請内容を比較し、順位が決まるまで以下の基準を順に当てはめて利用調整を行う。

| 優先順位 | 条 件 |
|------|--|
| 1 | 虐待やDVの恐れがある場合 |
| 2 | 児童が低学年である |
| 3 | ひとり親家庭で、父又は母の就労が必要な場合 |
| 4 | 保護者が、①障害・疾病、②災害復旧、③県外への単身赴任、である場合 ※①から順に優先とする |
| 5 | 家庭で保育できるものがない |
| 6 | 保護者の勤務終了時刻が遅い世帯 |
| 7 | きょうだいを利用する施設への入会(転所)の場合 |
| 8 | きょうだい同時申し込みの場合 |
| 9 | 申請年度時点で養育している小学生以下の児童が多い |
| 10 | つくば市に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 ※直近の住民登録日から算定 |

〈優先順位の注意事項〉

- ・優先順位表における「ひとり親」とは、未婚・離婚・死別等により片親での保育を行っている世帯で、その根拠資料が提出されている者を指す。
離婚調停中での別居や内縁関係者がいる場合は、優先順位表における「ひとり親」には該当しない。
- ・優先順位第6位については、保護者のいずれか早い時刻を適用する。
- ・優先順位第10位については、保護者のいずれか長い期間を適用する。